

令和6年 第5回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第55号から議案第57号までの3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第55号 筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、個人住民税における、公益信託に対する寄附金税額控除の要件を見直すため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、公益信託の対象となる活動団体はどのくらいあるのか、との質疑があり、執行部からは、国の報告ではおよそ400団体あり、福岡県には「公益信託原学園ナイチンゲール奨学基金」等、3団体ある、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第56号 筑紫野市税条例等の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、市税等に係る督促手数料を廃止するため、関係する11条例について、条例の一部を一括改正するものです。

委員会では、納付書再発行の必要性が低くなることで、どの程度経費削減を見込んでいるのか、との質疑があり、執行部からは、

主に人件費、郵送代、収納手数料に経費がかかっており、年間で
1 1 6 万 7 千円程度削減されると試算している、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第 5 7 号 筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、本条例において当該施行令を引用している部分に項ずれ等が生じるため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和6年 第5回（12月） 筑紫野市議会定例会

【総務市民委員会 委員長報告】

議案第64号及び議案第65号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第64号 令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』の件について、ご報告いたします。

本件の内容は、歳出予算では、職員給与費341万9千円の減額、歳入予算では、一般会計繰入金847万7千円の減額等をするもので、歳入歳出それぞれ341万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を101億2,930万3千円とするものです。

また、債務負担行為の補正として資格確認書等作成及び封入封緘等業務委託等を計上しているとの説明がありました。

委員会では、資格確認書の配付予定数は、との質疑があり、執行部からは、印刷数は約2万1千人分であり、発送通数は世帯ごとに取りまとめるため、約1万3千通である、との答弁がありました。

また、一委員から、マイナンバーカードの取得や、マイナ保険証への紐付けが進んでいないように感じるが、どのように周知していくのか、との質疑があり、執行部からは、市広報紙やホームページ、SNS等を活用し、啓発を進めているところであり、現行の保険証が使用できる経過措置期間の状況を注視しながら、引き続き普及促進を図っていきたいと考えている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第65号 令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本件は、令和5年度決算において繰越金が確定したことにより、歳出予算として、住宅新築資金等貸付事業財政調整基金積立金174万8千円の増額、歳入予算として、前年度繰越金174万9千円の増額、基金繰入金1千円の減額をするもので、歳入歳出それぞれ174万8千円増額し、歳入歳出予算の総額を397万6千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和6年 第5回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第67号 令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の内容は、歳出予算では、令和5年度の療養給付費負担額が確定したことにより広域連合納付金を1,382万8千円増額、歳入予算では、事務費繰入金と同額増額するもので、歳入歳出それぞれ1,382万8千円増額し、歳入歳出予算の総額を31億6,655万8千円とするものです。

委員会では、資格確認書の発行に係る債務負担行為が計上されていないのは何故か、との質疑があり、執行部からは、保険者である広域連合が発行するためである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和6年 第5回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第71号 筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われたことを受け、職員の給料表及び勤勉手当の支給割合などを改めるため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、今回の改正で実質賃金の目減りが回復されると見込んでいるのか、との質疑があり、執行部からは、民間企業の賃金水準の動きに応じて改定するものであり、一定程度は解消され则认为している、との答弁がありました。

また、一委員から、来年度からの地域手当の支給割合について、福岡県は国から4%と示されているが、本市が6%を維持することについて問題はないのか、との質疑があり、執行部からは、総務省において、国が示す基準は目安であり、地域の実情や人材確保の面を考慮し、自治体独自の判断をすることを妨げるものではないとの見解が示されている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和6年 第5回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第73号 令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、人事院勧告に伴う職員給与の改定に対応するための補正予算であり、歳出予算では、給料・職員手当など806万4千円の増額、歳入予算では、一般会計繰入金734万9千円の増額などをするもので、歳入歳出それぞれ806万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を101億3,736万7千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。